

## 「義援金申受要領」

1. 義援金募金額 1 □ 1万円以上でお願いします。

2. 募集期間 2024年2月20日(火)まで

3. 申し受け要領

(1) 義援金をご応諾いただく場合は、別紙「能登半島地震義援金 振込連絡票」に必要事項をご記入のうえ、2月20日(火)までに、メールか FAX にてご提出ください。

(2) ご応諾いただいた義援金につきましては、原則として2月22日(木)までに下記指定振込先宛へお振込みのほどお願いいたします。

※誠に勝手ながら、ご送金いただく際の振込手数料等は、貴社のご負担にてお願いいたします。ご負担がなく、送金額から振込手数料等が差し引かれて入金された場合は、着金額を募金額とさせていただきますこと、ご了承ください。

(3) 本義援金は当所で取りまとめ、復旧・復興に向けて商工会議所・連合会が実施する、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に必要な費用として活用させていただきます予定です。

寄附金税制上、本義援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。詳細は以下のとおりです。

①個人が義援金を支出する場合の所得税の取扱い

所得控除はありません。

②法人が義援金を支出する場合の法人税の取扱い

一般寄附金は、損金算入限度額までが損金に算入されます。

(4) 領収書については、義援金をお振込みいただきます際の控えをもって、代えさせてさせていただきます。

4. 振込先口座

多摩信用金庫 本店 普通預金 5505628

「特別災害義援金口座立川商工会議所 会頭 川口 哲生

<本件担当> 立川商工会議所 総務部

TEL:042-527-2700